

江差町地域防災計画 修正の概要

1. 江差町地域防災計画

江差町地域防災計画は、町の災害に関して、町と防災関係機関が処理すべき事務や業務を総合的に定めるとともに、町民の生命や身体、財産などを各種災害から守る対策を、総合的かつ計画的に実施することを目的に作成されたものです。

法律上、江差町地域防災計画は下図のような位置づけになっており、江差町防災会議（会長は江差町長）が作成・修正を行います。



2. 江差町地域防災計画の見直し方針

近年頻発している災害からの教訓を踏まえ、国では、災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の見直し、北海道においてもこれらに基づく北海道地域防災計画の修正が行われました。このことから、国や北海道の計画と整合を図り、防災対策の強化・推進を目的とし、以下の（１）～（７）を基本方針として江差町地域防災計画の修正を行いました。

（１）法・上位計画の改訂への対応

江差町地域防災計画に関連する主要な法、上位計画は、現行計画（平成30年3月）の改訂以降、以下のとおりに改訂されており、これらの改訂に対応すべく、修正を行いました。

なお、令和4年11月、令和5年1月に北海道地域防災計画が修正され、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等が拡充されています。この修正を受け、江差町地域防災計画についても北海道地域防災計画との整合を確保すべく、修正を行いました。

災害対策基本法	防災基本計画	北海道地域防災計画
平成30年（6月）	平成30年（6月）	平成30年（5月）
	令和元年（5月）	令和元年（5月）
	2年（5月）	2年（12月）
令和3年（5月）	3年（5月）	3年（11月）
4年（6月）	4年（6月）	5年（1月）

（2）構成の変更

今後の修正を見据え、北海道地域防災計画と同様の章・節の構成に変更しました。現行の第9章「防災訓練計画」及び第10章「防災思想普及・啓発計画」については、北海道地域防災計画の構成に倣い、新第4章「災害予防計画」内に移行しています。

第1章 総則	→	第1章 総則
第2章 江差町の概況		第2章 江差町の概況
第3章 防災組織		第3章 防災組織
第4章 予防計画		第4章 災害 予防計画
第5章 災害応急対策計画		第5章 災害応急対策計画
第6章 地震・津波対策計画		第6章 地震・津波災害対策計画
第7章 事故災害対策計画		第7章 事故災害対策計画
第8章 災害復旧・被災者援護計画		第8章 災害復旧・被災者援護計画
第9章 防災訓練計画		
第10章 防災思想普及・啓発計画		

（3）災害対策本部に係る内容の見直し

法・上位計画の改訂に伴い、災害対策本部の設置基準を見直しました。
併せて、災害対策本部等の組織体制及び所掌業務を見直しました。

（4）避難情報に係る内容の更新等

平成30年7月豪雨がきっかけとなって導入された「警戒レベル」、令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」が改定され、これまでの「避難指示（緊急）」と「避難勧告」が一本化されるなど、近年、避難行動に関わる情報の変更や追加が多く見られます。

江差町地域防災計画についても、今回の見直しを機に、避難情報に関わる内容を全面的に更新しました。

（5）新型コロナウイルスを含む感染症への対応

令和2年より発生している新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策について、今回の見直しを機に新たに追加しました。

（6）数値等の更新

経年変化に伴う数値、機関名等について更新しました。

今後の修正を見据え、数値等の更新頻度が高い情報については、資料編へ移行しました。

(7) 江差町水防計画の作成（別冊化）

これまで江差町地域防災計画の中に記載されていた水防に関する事項を修正及び更新し、新たに「江差町水防計画」として作成（別冊化）いたしました。なお、江差町水防計画は、水防法に基づいて作成されるもので、北海道の水防計画に応じた水防計画を定めることとされており、今回の修正を機に北海道水防計画との整合性を確保し、作成いたしました。

3. 江差町地域防災計画の修正の概要

全般

今後の修正を見据え、数値情報や機関名等の変更が生じる可能性が高い資料については、資料編へ移行しています。

また、本文中に記載されていた各種様式についても、資料編へ移行しています。

以下に、第1章～第8章の主な修正点を記載していますが、上記の修正に係る概要説明については割愛します。

第1章 総則

地域防災計画の目的、計画推進に当たっての基本的事項、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、住民と事業者の基本的な責務等について掲載しています。

主な修正点

■ 第1節 目的

持続可能な開発目標（SDGs）に関する事項を追加

■ 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に関する事項を追加

■ 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名等を修正したほか、事務又は業務の内容を拡充

■ 第7節 町民及び事業所の基本的責務

- 備蓄品として女性用品やポータブルストーブを追加するなど、平常時、災害時における備えに関する内容を拡充
- 地区防災計画、個別避難計画に関する記載を追加

第3章 防災組織

防災会議の構成、災害対策本部の組織、災害予防・応急対策に必要な配備体制など、防災に関する組織について掲載しています。

主な修正点

■ 第1節 組織計画

- 災害情報連絡本部の設置及び廃止に関する内容を追加
- 災害対策本部の設置基準、事務分掌、配備に関する内容を更新
- 災害対策本部長の職務代理者に関する内容を更新
- 動員時における伝達系統図を更新

■ 第2節 気象業務に関する計画

- 予報区、海上予報区、担当官署に関する内容を更新
- 特別警報、警報、注意報の基準を更新・拡充
- 防災気象情報と警戒レベル、警戒レベル相当情報との関係にかかわる図を追加
- キキクル等に関する情報を追加
- 気象等に関する特別警報、警報、注意報伝達系統図を更新
- 土砂災害警戒情報の内容を全面更新
- 気象情報等として、早期注意情報（警報級の可能性）を新たに追加し、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報の内容を全面更新
- 地震動予報及び警報等に関する内容を追加

第4章 災害予防計画

災害発生 of 未然防止のために必要とする施策の実施、災害発生原因の除去や施設の改善等のほか、円滑な災害応急対策と災害復旧に資するための協力体制の構築等について具体的に掲載しています。節の構成については、以下のように変更しております。

主な修正点

■ 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画（※第10章より移行）

実施責任者や実施に当たって配慮すべき事項、普及・啓発・教育の方法とその内容などに関する記述を拡充

■ 第3節 防災訓練計画（※第9章より移行）

相互応援協定に基づく訓練に関する内容を追加

■ 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

食料その他物資の確保、防災資機材等の整備に関する内容を拡充

■ 第5節 相互応援（受援）体制整備計画

受援体制の整備、災害時におけるボランティア活動の環境整備に関する計画を新設

■ 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

自主防災組織による指定避難所の運営に関する記述を追加

■ 第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等について全面的に更新

■ 第8節 避難行動要支援者対策計画

- 安全対策する記述を更新
- 名簿情報の提供や個別計画の策定に関する内容を更新及び追加
- 福祉避難所に関する記述を追加

■ 第9節 情報収集・伝達体制整備計画

防災関係機関等の情報交換、情報の伝達体制の整備等に関する計画を新設

■ 第10節 建築物災害予防計画

- 予防対策に関する項目を追加
- 大規模盛土造成地に関する内容を追加

■ 第12節 水害予防計画

内容を別冊の「水防計画」に移行し、参照する形式に変更

■ 第16節 高波・高潮災害予防計画

予防対策に関する内容を追加

■ 第17節 土砂災害予防計画

- 現況及び土砂災害（特別）警戒区域等に関する内容を新設
- 防災意識の向上に関する内容を追加

■ 第18節 積雪・寒冷対策計画

- 雪上交通手段の確保に関する内容を追加
- 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等に関する内容を新設
- 冬期間でも使用可能な屋外トイレの調達方法など、避難所対策に関する内容を更新

■ 第20節 業務継続計画の策定

業務継続計画（BCP）の策定に関する計画を新設

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の防御又は応急救助を行うなどの災害の拡大防止に向けた具体的な計画について掲載しています。

主な修正点

■ 第1節 災害情報収集・伝達計画

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先を更新

■ 第2節 災害通信計画

- 通信手段の確保に関する内容を更新
- 電報に関する内容を全面更新

■ 第3節 災害広報・情報提供計画

- 災害広報及び情報等の提供の方法に関する内容を全面更新
- 災害時の氏名等の公表に関する内容を追加

■ 第4節 避難対策計画

- 避難実施責任者及び措置内容に関する内容を拡充
- 警戒レベルごとの住民が取るべき行動、住民に行動を促す情報及び避難情報等をまとめた表を追加
- 避難行動要支援者への避難行動支援に関する記述を更新
- 指定避難所の開設及び運営管理に関する内容を全面更新
- 広域避難に関する項目を追加

■ 第8節 ヘリコプター活用計画

ヘリコプター離発着場及び可能地に関する表を更新

■ 第10節 医療救護計画

- 医療救護活動を行うに当たっての基本方針、医療救護活動の内容、輸送体制に関する内容を更新
- 医薬品等の確保に関する内容を追加

■ 第13節 交通応急対策計画

規制除外車両に関する内容を更新

■ 第15節 食料供給計画

米穀の調達及び供給に関する内容を拡充

■ 第17節 衣料、生活必要物資供給計画

指定地方行政機関による物資の供給に関する内容を追加

■ 第19節 電力施設災害応急計画

- 電力施設の状況に関する内容を追加
- 広報、応急工事に関する内容を更新

- 第20節 ガス施設災害応急計画
重要施設への臨時供給に関する項目を追加
- 第24節 住宅対策計画
 - 応急仮設住宅の規模や構造、存続期間に関する内容を更新
 - 住宅の応急修理の対象者に関する内容を更新
- 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
広域火葬の調整に関する内容を追加
- 第28節 家庭動物対策計画
家庭動物等との同行避難に関する内容を追加
- 第30節 廃棄物処理等計画
- 第31節 災害ボランティアとの連携計画
 - 節名を「災害ボランティアとの連携計画」に変更
 - ボランティアの受け入れに関する内容を更新
 - ボランティア活動の環境整備に関する内容を更新
- 第34節 災害救助法の適用と実施
 - 救助法の適用基準について、災害が発生するおそれがある場合の基準を追加
 - 救助の実施と種類について、災害が発生するおそれがある場合の基準を追加
 ※現行計画では災害が発生した場合のみ記載

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害への防災対策を掲載しています。

主な修正点

- 第1節 江差町における地震・津波の想定
想定される地震・津波に関する内容を更新
- 第2節 災害予防計画
 - 既存建築物の耐震化の促進に関する内容を拡充
 - 大規模盛土造成地に関する内容を追加
 - 住民の心構えとして、家庭及び職場における措置に関する内容を更新
- 第3節 災害応急対策計画
 - 他の章と重複する箇所を削除（他の章を参照する形式に修正）
 - 避難誘導に関する内容を拡充

■ 第4節 災害復旧・被災者援護計画

融資・貸付等による金融支援に関する内容を追加

第7章 事故災害対策計画

海上災害や道路災害、林野火災等の大規模な事故災害について、それぞれに予防及び応急対策を具体的に掲載しています。

主な修正点

■ 第2節 道路災害対策計画

情報連絡系統図を更新

■ 第3節 危険物等災害対策計画

情報連絡系統図を更新

■ 第4節 大規模な火事災害対策計画

情報連絡系統図を更新

■ 第5節 林野火災対策計画

○ 火災気象通報の伝達系統図を更新

○ 情報通信連絡系統図を更新

■ 第6節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害から町民の生命、身体、財産を守るための計画を新設

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際の被災施設の復旧、被災者に対する適切な援護について具体的に掲載しています。

主な修正点

■ 第2節 被災者援護計画

○ 罹災証明書の交付に関する内容を拡充

○ 融資・貸付等による金融支援に関する内容を拡充